

居宅介護支援事業重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業時間

電話 077-589-3915

FAX 077-589-3975

営業日	月～金曜日（12/29～1/3・祝祭日を除く）
営業時間	8:30～17:00（平日） 8:30～12:15（土曜）

営業日・営業時間以外の連絡先 電話 077-587-1332（市立野洲病院代表）

担当 _____

●ご不明な点は、なんでもおたずねください

2 当事業所の概要

事業所名	市立野洲病院居宅介護支援事業所
所在地	滋賀県野洲市吉地 1127 番地
事業所の指定番号	滋賀県指定 第 2561390077 号
サービスを提供する通常の事業実施地域	野洲市

3 当事業所の従業員

	員数	業務内容
管理者（常勤）	1名	介護支援業務及び管理
介護支援専門員	2名	介護支援業務

4 事業の目的および運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none">・本人の意向等を基に、居宅サービス計画を作成する。・適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。
事業の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 本事業は、本人が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。2. 本人の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。3. 本人の意思及び人格を尊重し、常に本人の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。4. 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。5. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。事業所内において、当該事業所の事業計画、財務内容について資料を閲覧することができる。

5 提供するサービスの内容と料金

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	要介護認定の結果を基に、本人とともに、本人に必要な援助を考え、サービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。
サービスの実施状況及び課題の把握	1か月に1回以上、担当の介護支援専門員が本人のお宅に伺って、サービスの内容が適切かなどについて話し合います。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
介護認定への協力、援助	本人が要介護認定の変更や、更新認定を受けるについて申請を代って行ったり、その他必要な援助を行います。
利用者からの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

【プライバシー（個人情報）の保護】

当事業所がサービスを提供する際に、本人やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議など本人へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、本人の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、予め本人に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

【料金等】

利用料	<p>（厚生労働大臣の定める基準額）</p> <p>◆本人に介護保険が適応される場合は、利用料を支払う必要はありません。 （全額介護保険により負担されます）</p> <p>◆ただし、本人が以前に保険料の滞納がある場合は、本人より料金をいただき、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。</p>
交通費	<p>本人のお宅が当事業所の通常の実施地域以外にあるときは、下記のとおり交通費をいただきます。</p> <p>通常の実施地域を越えた所から本人宅まで（往復）1km当たり20円</p>

6 料金の支払い時期と支払い方法

交通費の請求に関しては、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに本人に送付いたしますので、翌月の末日までに市立野洲病院医事課会計で現金にて代行受領させていただきます。（ただし、やむを得ない事情がある場合は別途相談させていただきます。）

7 特定事業所加算Ⅲ

- ・常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること
- ・常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること
- ・利用者の情報や留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的開催していること
- ・24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応する体制を確保していること
- ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- ・地域包括支援センターと連携を図り、みずから積極的に支援困難事例にも対応可能な体制を整えていること
- ・運営基準減算・特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- ・介護支援専門員1人の利用者数（介護予防含む）が45名未満であること
- ・介護支援専門員実務研修における実習等に協力、または協力体制を確保していること
- ・必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

以上の条件を満たしている為算定します。

8 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- ・利用者は、ケアプランに位置づける指定居宅サービス事業所について、介護支援専門員に複数の事業所の紹介を求めることができます。また選定した理由について説明を求めることができますので、遠慮なくお申し出ください。
- ・病院または診療所に入院する必要がある場合には、情報共有や連携をする必要がありますので、介護支援専門員の氏名や連絡先を病院または診療所にお伝えください。

9 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも変更できます。お気軽に事業所などにご相談ください。

10 解約

- (1) 本人は当事業所に対し、解約する日までにその旨を通知していただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 当事業所は、事業の廃止、本契約を継続し難い事情などがある場合は、本人に対して契約終了日1か月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。
この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、本人が続けて、滞りなく介護保険のサービスを受けることができるように手配します。

11 契約の終了

つぎの場合には、自動的に契約は終了します。

- ① 本人が介護保険施設に入所した場合
介護保険施設へ入所するにあつては、必要な支援を行います。
- ② 本人が要介護でなくなった場合
地域の保険福祉サービスの情報提供など必要な支援を行います。
- ③ 本人がお亡くなりになった場合
- ④ 本人が一定期間介護サービスを利用しなかった場合
介護サービスを開始する際には、必要な支援を行います。

12 人権擁護・虐待防止

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の機会を確保します。

13 損害賠償

本人に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、本人に賠償いたします。

14 相談・苦情窓口

つぎのことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当院の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

① 当事業所が提供するサービスについて

② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

市立野洲病院 居宅介護支援事業所 管理責任者：栗山 弘恵	住所 滋賀県野洲市吉地 1127 番地 電話番号 077-589-3915 FAX番号 077-589-3975
------------------------------------	--

当事業所以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

野洲市 介護保険課	住所 滋賀県野洲市小篠原 2100-1 電話番号 077-587-6074 FAX番号 077-586-2176
滋賀県国民健康保険団体連合会	住所 滋賀県大津市中央 4 丁目 5-9 電話番号 077-522-2651 FAX番号 077-522-2628

年 月 日

居宅介護支援について、本人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 滋賀県野洲市吉地 1127 番地

名称 市立野洲病院居宅介護支援事業所

説明者 所属 市立野洲病院居宅介護支援事業所

氏名 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

本人 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印